

新たな観光地域づくり補助金

新たな観光地域づくり補助金について

福岡県では県内の観光資源の魅力向上、周遊促進、誘客・旅行消費の拡大を図るため、観光関連事業者が実施する体験プログラム開発、受入環境整備及び観光消費拡大に資する事業を支援する「新たな観光地域補助金」を実施しています。

申請期間

令和5年4月27日（木）から

令和6年1月31日（水）

※午前9時から午後5時まで（土曜、日曜、祝日等の閉庁日を除く）

補助対象者

県が指定する「広域観光エリア」内で事業を実施する観光関連事業者（飲食店、土産店、観光施設等）

【広域観光エリア】

- ①宗像市・古賀市・福津市・芦屋町・岡垣町
- ②八女市・筑後市・広川町
- ③飯塚市・嘉麻市・桂川町
- ④行橋市・豊前市・苅田町・みやこ町・吉富町・上毛町・築上町
- ⑤久留米市・うきは市・朝倉市
- ⑥東峰村・添田町

補助金額

補助率：補助対象経費の1/2以内

補助上限額：200万円

体験プログラム提供事業者開発支援事業

- ①体験会場の改修（無線LAN環境整備、トイレ洋式化、バリアフリー化）
- ②インバウンド対応（外国語表記の案内板設置、多言語翻訳機器設置、多言語パンフレット制作）
- ③非接触型サービスの導入（キャッシュレス機器の整備等）

エリア内の観光消費促進支援事業

- ①新規ビジネス（飲食提供、土産販売等）立ち上げに必要な新規出店（店舗新設、増設等）
- ②新商品、サービスの開発及び当該商品、サービスの提供に必要な施設整備又は物品購入
- ③イベント・キャンペーン等の新規実施または拡充

補助対象事業

申請期間や申請方法については裏面をご覧ください。

申請方法

・ 事業提案申請書

・ 事業提案書

・ その他必要な書類（「実施要領」を参照下さい。）

※ 広域観光エリア毎に設置される検討会で審査された後、承認された案件について、交付申請手続きに進みます。

以下、送付先まで【電子メール又は郵送】でお送りください。

【送付先】

● 電子メール：kanshin@pref.fukuoka.lg.jp

● 郵送：〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号
福岡県商工部観光局観光振興課観光地域づくり係

新たな観光地域づくり補助金フロー図



こんな取組に活用されています！

- ◇ 新たな宿泊プラン（商品）の販売開始に必要な施設整備、備品購入
- ◇ 飲食店を開業するための建物（古民家）の改修
- ◇ 体験プログラムを提供する施設のトイレ洋式化
- ◇ 自社店舗（工房）における土産品販売（物販）スペースの整備

○本補助金に関する県ホームページ：

○お問い合わせ先

福岡県商工部観光局観光振興課観光地域づくり係
堤、岩尾、平川

TEL：092-643-3446

FAX：092-643-3431